



「統計が 教えてくれる 地域力」

あなたも統計調査にたずさわってみませんか！

長洲町統計調査員 登録の手引き

長洲町役場まちづくり課

(電話 0968-78-3239 平日 8:30~17:15)

※「統計調査員」とは・・・

- 統計調査の際、調査票の配布・回収などを行います。
- 調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりする責任ある重要な任務を担います。
- 長年の調査活動等を功績として、国等から表彰される制度もあります。
- 不定期・季節的なお仕事です。
- 一般家庭の他、企業などに訪問することもあるので、比較的自由な時間をもっている人に向いています。

長洲町 統計調査員

検索

※ WEBもあります。

< 目 次 >

1	統計調査員になるための流れ	2
2	統計調査員登録制度の目的	3
3	統計調査員の仕事	3
4	統計調査員が担う役割と重要性	4
5	統計調査員の待遇など	4～6
	(1) 統計調査員の身分	
	(2) 統計調査員の報酬	
	(3) 統計調査員の災害補償	
	(4) 統計調査員の義務	
6	統計調査の流れと内容（一例）	7
7	統計調査員の表彰制度	8
8	統計調査員の研修	8
9	統計調査員が関わる統計調査	9
10	様式集（登録申込書など）	9

※お問合せは、氏名、住所、電話番号を記入・お申し出願います。



【問合せ先】

〒869-0198

長洲町大字長洲2766番地

まちづくり課 企画調整係（長洲町役場2階）

電話 0968-78-3239（平日昼間 8:30～17:15）

メール kikaku@town.nagasu.lg.jp

1 統計調査員になるための流れ

【 1 】「登録の手引き」を読みます。

この手引きを一通り読んで、統計調査員の仕事等を理解して下さい。

【 2 】登録条件を確認します。

- ① 町内に居住し、原則として年齢が満20歳以上満70歳未満の方
- ② 長洲町に納付すべき税金等の滞納がない方
- ③ 秘密の保持に関し信頼のおける方
- ④ 税の事務、警察、選挙に直接関わりのない方

【 3 】面談の準備をします。

「長洲町統計調査員登録申請書（10 ページ）」を漏れなく記入したら、企画調整係（78-3239）へ連絡し「統計調査員の登録を希望します」と、お伝え下さい。→ 面談の日時を決定します。

【 4 】いよいよ面談です。

ご本人が役場の企画調整係（役場2階）を訪問して、「長洲町統計調査員登録申請書」を担当職員に手渡して下さい。 ※不明点なども確かめましょう。

【 6 】面談後…

後日、長洲町から「長洲町統計調査員登録決定通知書」が郵送されます。大切に保管して下さい。

※引越して住所変更等、登録後に変更が生じた時には町担当にお知らせください。

2 統計調査員登録制度の目的



調査員登録制度によって、意欲ある方が調査員になります。
資質も向上するので調査が円滑に進められています。

<解説>

◆統計調査員登録制度とは、各種統計調査の従事希望者を事前に登録することです。

- ・統計調査員になっていただく方を、あらかじめ確保するため、総務省統計局が昭和 47 年度から「統計調査員確保対策事業」として実施しています。
- ・意欲ある方が従事できるという利点があります。

◆登録調査員は、研修会等で実務知識を習得する機会があります。

3 統計調査員の仕事

仕 事 の 流 れ

- ① 研修会・説明会に出席
- ② 事業所・世帯への統計調査の趣旨の説明・調査票配布
- ③ 名簿作成
- ④ 調査票回収・点検・整理後提出。（詳細は「6」参照）



<解説>

統計調査員は、各種統計調査（国勢調査、工業統計調査など）に従事します。

◆町からの連絡を受け「研修会（町や熊本県）」や「説明会（各種統計調査ごと）」に出席します。

「研修会」や「説明会」の参加目的は、①②③のとおりです。①統計調査の目的・心構え、個人情報の取扱い等を理解する。②調査票の記入要領を確認する。☆調査対象への説明を意識しましょう。③統計調査の各種用品（調査票・名簿、地図、防犯ブザー等）を受取る。



◆「説明会」等から帰宅したら、配布資料を読んで復習します。



◆「実査（実際の統計調査）」は、「調査対象名簿の作成・補記」「事業所確認」「事業所・世帯へ説明」「調査票の配布」「調査票の回収・点検・整理」です。



◆調査書類を町へ「提出」して仕事が完了します。

4 統計調査員が担う役割と重要性



「調査対象（事業所や世帯）から調査への理解や協力を得る」
役割が一番重要です。
丁寧な対応をして、気持ち良い回答を引き出しましょう。

<解説>

- ◆調査対象（訪問先の事業所・世帯）の中には、統計調査に不慣れの方もいます。

訪問を受けて初めて、調査対象と知って、不安感や、多忙など様々な事情により協力を得るのが難しいこともあります。

- ◆統計調査員は、「訪問し対応する」という最も基本的で重要な役割を担うので、調査対象にとっては「調査の代表者」です。

このため、丁寧な対応をして信頼され協力を得ることが大切になります。

回収した調査票は「統計調査結果」として公表されます。

一人一人の気持ち良い対応で、統計調査の精度は支えられています。

5 統計調査員の待遇など

（１）統計調査員の身分

身分は、国または、熊本県の非常勤の公務員です。



<解説>

- ◆統計調査員は統計調査の度に大臣または、県知事から任命される非常勤の公務員で、法的規定は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 14 条に基づきます。

- ◆職務の特殊性のため、一般の公務員と異なる取扱いをしています。

例）営利企業の従事制限はないので、兼職（自営、民間企業の正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー若しくはアルバイト等）も法律上認められます。

※ただし、お勤めの方は、勤務先の上承が必要な場合もあるので、登録申込み前や統計調査の従事前に勤務先へ確認しておきましょう。

(2) 統計調査員の報酬



統計調査員の報酬は、統計調査ごと、都道府県・市区町村ごとに異なります。

主に調査区数・世帯数（世帯が対象の調査）、調査票の回収状況（事業所が対象の調査）により決まります。

<解説>

- ◆統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。
報酬額は、統計調査の種類、調査活動に係る調査票の回収状況等に応じて、国又は熊本県が法令等により定めた指定額を基とし、長洲町が独自に定めています。

(3) 統計調査員の災害補償

統計調査員には、公務災害が適用されます。
ただし、任命期間中の調査活動による等、条件があります。



<解説>

- ◆統計調査員は、任命期間中の調査活動で災害（例えば転倒事故）に遭った場合、法令等の規定に基づき公務災害補償を受けることができます。

※ただし、任命期間中の調査活動でも、調査活動以外（回収ついでの買物等）は、公務災害補償認定されないことがあります。

※自動車による罹災は、条件によっては補償される場合もありますが、加害事故の損害賠償は個人の任意保険での対応となります。



調査活動中、災害（事故）に遭ったら、

すぐに統計係にご連絡ください。

※公務災害の場合の治療費は、ご自身の保険では支払いできませんのでご注意ください。

(4) 統計調査員の義務



統計調査員には、秘密を守る義務があります。

秘密を漏らしたときは、罰則が適用されます。

◆統計調査員は、守秘義務（調査内容や知りえた事実を外部に漏らさないこと）があります。（統計法第 41 条第 5 号）

※守秘義務は、統計調査員を辞めた後でも適用されます。

→ 調査対象は、他人に知られたくない事項にも安心して回答できます。

※なお、統計調査員が秘密を漏らした場合は、100 万円以下の罰金など
統計法第 57 条第 2 号、第 59 条等の規定のとおり処罰されます。

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4（略）

5 地方公共団体が第 16 条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

1（略）

2 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第 59 条 第 41 条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。



6 統計調査の流れと内容（下の図はあくまで一例です）

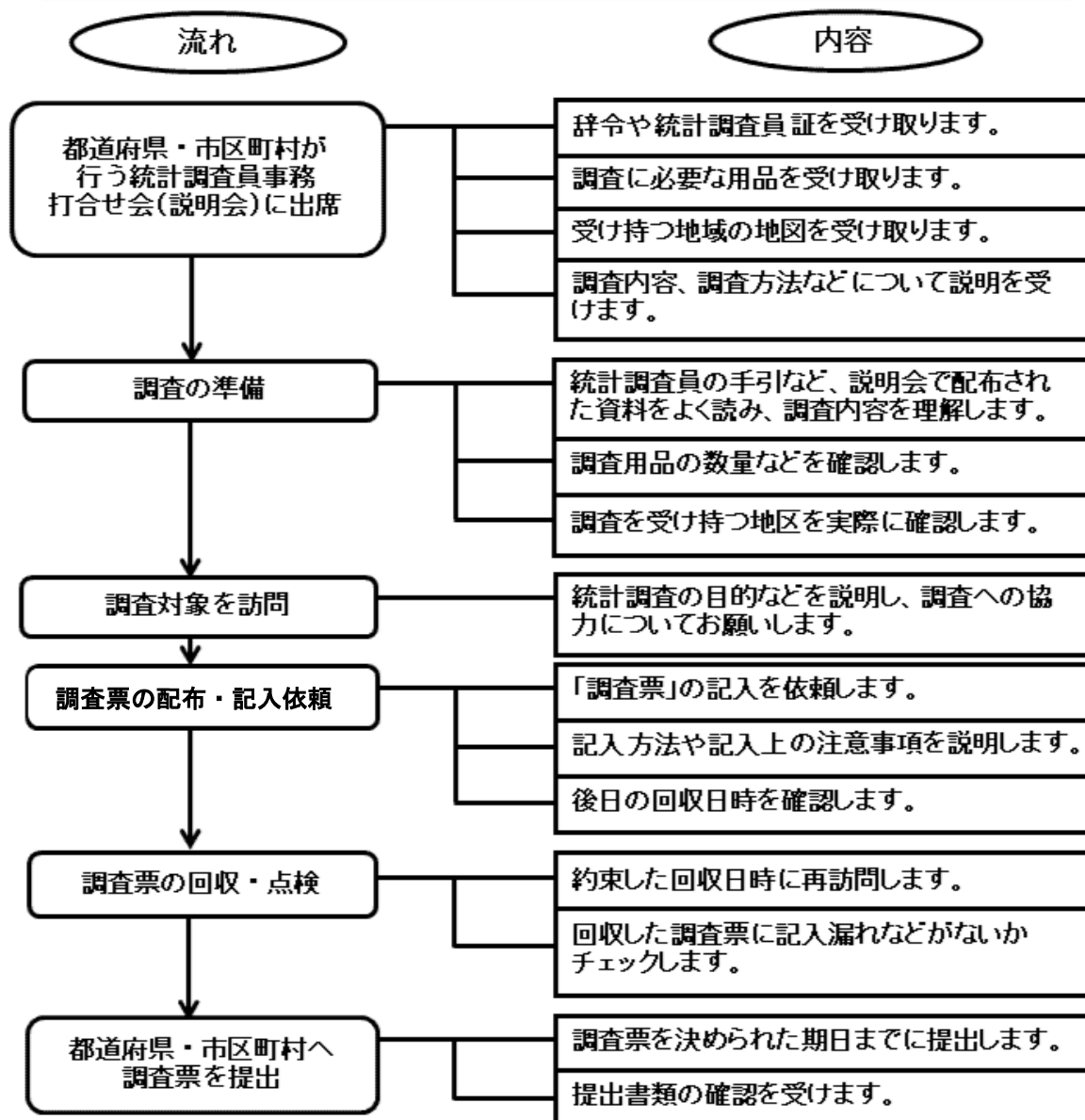


町担当より、「実施される統計調査の説明」と「従事希望」の確認を行います。（※新規登録者は、登録時に従事意向を確認します。）

町によって従事者が決定します。従事が決定しましたら、「説明会のご案内」を送付します。

※選考は、県の示す人数、調査地域数等を考慮しております。

※希望通り従事できない場合がありますので、ご了承ください。



7 統計調査員の表彰制度

長年の調査活動等を功績として
統計調査員が、国や県から表彰される制度があります



<主な表彰の種類>

- (1) 熊本県統計功労者表彰（統計調査に10年、各種統計調査に20回以上従事）
 - (2) 熊本県統計功労者表彰（統計調査に5年以上従事）
 - (3) 各省大臣表彰（総務、農林水産、経済産業などの調査10年以上等）
 - (4) 褒章（総務大臣賞を受賞していること等）
 - (5) 叙勲（各省ごと要件有り。30年以上従事など）
 - (6) 大内賞 ～ 統計界の最高栄誉とされています ～
- ※ 統計の表彰制度は、予告なく変更されることがあります。
※ () は、受賞者の傾向から分析したおおむねの数値です。

8 統計調査員の研修

統計調査に必要な実務知識の習熟を目的とした集合研修を受ける事ができます。
該当する方にはご案内を郵送します。



研修では、調査方法や応対マナーなどを学ぶことができます。
また、他の統計調査員の方との交流も深まります。

9 統計調査員が関わる統計調査 ※年によって実施する調査が異なります。

主な統計調査 ※令和3年2月1日現在（国の行政改革などで変更されることがあります）

統計分野	統計調査名	周期	対象・内容
人口・世帯	国勢調査	5年	我が国に住んでいる（居所する）人、全てが対象。 人口や世帯の実態を明らかにする最も基本的な調査。
住宅・土地	住宅・土地統計調査	5年	世帯等が対象。 我が国の住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、現状と推移を明らかにする調査。
家計	全国家計構造調査	5年	世帯が対象。 家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。
労働	就業構造基本調査	5年	15歳以上の世帯員が対象。 就業及び不就業の実態をより詳細に把握する調査。
企業・経済	経済センサスー基礎調査	5年	全企業・事業所が対象 基本的な構造（事業所及び企業の活動の状態、産業や従業者規模別等）を明らかにする調査。
企業・経済	経済センサスー活動調査	5年	全企業・事業所が対象。 基礎調査を基にして、企業及び事業所の経済活動状態（経理項目等）を明らかにする調査。
産業	工業統計調査	毎年	製造業を営む事業所が対象。 従業者数・製造品出荷額等を把握し、綿国の工業の実態を明らかにする調査。 （経済センサスー活動調査実施年を除く）

10 様式集

コピーしてお使いください。長洲町ホームページからもダウンロードできます。

様式	掲載ページ	様式の名称	
1	10	長洲町統計調査員登録申請書	統計調査員登録時に提出 (A4判・1枚 片面)
2	11	長洲町統計調査員登録辞退届書	調査員登録辞退時に提出 (A4判・1枚 片面)

(別記様式第 1 号)

登録番号

長洲町統計調査員登録申請書

令和 年 月 日

ふりがな		性 別
氏 名		男 女
住 所	(〒 —)	
	電話番号 — —	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
職 業		
連 絡 先	自宅 ・ 携帯電話 ・ 勤務先 (名称 :)	
	電話番号 — —	

写 真

調査員履歴	今までに経験した統計調査の回数を () に記入してください
国勢調査	()、事業所・企業 ()、工業・石油 ()、商業 ()
住宅・土地	()、就業構造 ()、毎月勤労 ()、農家調査 ()
農林業センサス	()、漁業センサス ()、未経験、その他 ()

希望する調査区域 (校区) を○で囲んでください。(複数回答可)
町内区域全域 ・ 長洲校区 ・ 清里校区 ・ 腹赤校区 ・ 六栄校区 自宅周辺のみ ・ その他 ()

町記入欄 (以下は記入しないでください)

登録経路	公募による応募・推薦・調査員経験者・元公務員・本人申込み・その他
------	----------------------------------

【新規登録】(決定年月日)

年 月 日

【登録期限】

年 月 日

【抹消年月日】

年 月 日

長洲町統計調査員登録辞退届書

長洲町長

様

申請年月日	年 月 日		
(ふりがな) 氏 名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日
住 所	(〒 ー) (電話番号 ー ー)		
辞退の理由	(1) 県外(地区外)転出のため (2) 健康不良のため (3) その他(記入できる範囲でお書きください) 		

注) 記入については、黒のペン又は黒のボールペンでお願いします。